平成２９年（フ）第１５９２号
東京都練馬区田柄２丁目27―29
債務者　中田美智子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６４９号
東京都中野区江古田４丁目24―24　ハナブサＧ１　306
債務者　井上　卓己
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６５５号
東京都稲城市平尾３丁目１－１　平尾住宅20棟503
債務者　島　　国利
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６３号
東京都台東区浅草３丁目34―３―201
債務者　小崎真一こと　小崎　眞一
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６４号
東京都江戸川区江戸川５丁目17―２―101
債務者　橋本　拓也
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６５号
東京都板橋区仲町46―７―101
債務者　池田　和成
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７５号
東京都府中市矢崎町４丁目14―１―415
債務者　澤井　直之
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３３号
東京都東村山市栄町１丁目11番地54ディアス久米川202
債務者　横林　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７号
東京都東村山市本町１丁目13番地51大塚ビル104東村山ソーシャルホーム内
債務者　末次　浩明
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１４号
東京都武蔵野市緑町１丁目５番３号メゾン・ド・大央103
債務者　栗原久仁子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６４８号
東京都清瀬市旭が丘５丁目１－３－105
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５０号
横浜市緑区東本郷２丁目５番18号　ＧＯＬＤ　ＣＲＥＳＴ　Ｃ棟102号
債務者　大湖　智恵
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６７号
横浜市泉区和泉町7580番地　クレストマルモンⅡ　201号
債務者　内田　洋一
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７７号
横浜市保土ケ谷区今井町620番地　クレスト620　306号
債務者　堺　健次郎
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２６号
神奈川県藤沢市善行団地１番２―206号
債務者　中谷　　文
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部